

議案第 8 1 号

調布市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

道路構造令の一部改正を踏まえ、歩行者利便増進道路の構造に係る基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるため、提案するものであります。

調布市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

調布市道の構造の技術的基準に関する条例（平成25年調布市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条中「柵」を「自動運行補助施設，柵」に改める。

第40条を第41条とし，第39条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第40条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は，調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年調布市条例第10号）の基準に適合する構造とするものとする。

附 則

1 この条例は，公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際，現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事

の設計に係る契約を締結したものを含む。)の市道については、この条例による改正後の調布市道の構造の技術的基準に関する条例第30条及び第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。